

令和4年度 宮崎市地元とつながる人材育成支援事業助成金募集要項

1 助成制度の目的・性格

わが国の総人口は、2008年を境に人口が減少しており、今後も、少子化の進展により、過去に類を見ない勢いで人口減少が加速し、2048年には1億人を割り込むことが予想されています。

本市の総人口は、2013年をピークに減少に転じ、2015年には、死亡数が出生数を上回る「自然減」に転化するなど、本格的な人口減少社会に入りつつあります。

また、転出数が転入数を上回る「社会減」は、進学や就職を契機とする15歳から24歳までの若い世代で顕著となっていることから、教育機関と地域との関わりや就職時のマッチングをはじめ、若い世代が地域に愛着や関心をもち、地元で就職しやすい仕組みをつくっていくことが重要になっています。

そこで、本事業は、宮崎市内の大学、短期大学、高等学校に、学生の地元志向を高めるノウハウや手段を蓄積するため、地元の事業者や地元の企業団体、事業組合と連携した取組を支援し、学生の地元での就業に向け、実効性のある教育カリキュラムが編成されるなど、宮崎市内の大学、短期大学、高等学校の自主的で、自立性のある取組につなげていくことを目的とします。

2 助成対象者

- (1) 地元の事業者や企業団体、事業組合と連携して事業に取り組む宮崎市内の大学、短期大学（以下「大学等」という。）
- (2) 宮崎市内の大学、短期大学、高等学校と連携して事業に取り組む地元の企業団体や事業組合（以下「企業団体等」という。）

3 助成対象となる取組

大学等や企業団体等が実施する取組のうち、宮崎市又は宮崎市を中心とした圏域において、次の(1)～(4)に示すとおり、地域及び企業ニーズに対応した人材の育成や、地元企業への就職につながる取組など、市内の大学等で育成した人材が地元で定着することを目的とした取組を対象とします。

なお、この取組は、単独の大学等による取組だけではなく、複数の大学等による共同の取組も可能であり、企業団体等による取組も同様とします。

- (1) 地域及び地元企業のニーズに対応した人材育成

地元企業への就職を前提に、当該企業と連携した長期インターンシップの導入や、地域及び地元企業のニーズを踏まえた新たな教育カリキュラムの編成など、本市及び圏域の将来を担う人材を育成する取組とします。

- (2) 地元企業への就職を促す仕組みづくり

学生に地元企業への興味や関心を持ってもらうため、自らの働き方や暮らし方、地元で働くことの魅力を意識させるフォーラムやイベントの開催のほか、市内外の社会

人や学識経験者、地元企業の経営者等との意見交換を行うなど、年間を通じたカリキュラムに組み込むことで、継続性があり、学生の地元志向を向上させる取組とします。

(3) 学内ベンチャー

地元企業、あるいは関連企業と連携するなど、地域資源を生かした学生の参画による学内での起業とします。なお、関連企業との連携による起業については、地域や地元企業のニーズにかなったものとします。

(4) その他

上記(1)～(3)以外の取組で、学生の地元への就職につながる取組とします。

4 助成の条件

- (1) 全ての事業について、助成対象者において事業の「実施前」及び「実施後」に、対象の学生にアンケートを行い、県内出身者と県外出身者に区分し、地元志向の変化を検証することとします。なお、アンケートは、原則として、母数20以上とします。
- (2) 事業実施後、継続して自立的に取り組むことのできる内容であることを条件とします。

5 助成件数と助成限度額

予算(160万円)の範囲内で4件程度とします(1件につき上限40万円)。

ただし、3 助成対象となる取組のうち、(3)学内ベンチャーについては、全体の経費から収益を控除した額を対象とします。

6 助成対象経費

助成の対象となる経費は、取組を行うに当たって直接要する経費とします。

下記対象経費一覧を参照してください。

対象経費	活用例
報償費	講師等謝金、その他謝礼など
旅費	先進地視察への旅費など
消耗品費	材料、書籍等の購入など
印刷費	資料印刷など
通信運搬費	郵送料など
使用料	会場等施設の使用料など
その他市長が必要と認める経費	ただし、食糧費及び施設整備に係る経費は除く

7 助成対象期間

事業は、令和5年2月28日までに完了することとします。また、必要に応じて、中間報告を求める場合があります。

8 応募方法

所定の申請書類により、提出期限までに提出してください。

●提出書類

- ・実施計画書（※様式第1号 別紙1）
- ・収支予算書（様式任意）
- ・その他事業内容に関する参考書類（様式任意）

●提出方法

持参又は郵送により提出してください。

（提出先）

〒880-8505

（住所記載不要）

宮崎市企画財政部企画政策課 企画係

●提出期限

令和4年5月20日（金） 【郵送の場合は、当日必着】

9 審査及び選定

応募いただいた書類については、下記の観点で審査し、総合的に評価いたします。

評価項目	主な観点
取組内容	本事業の目的を踏まえた取組内容となっているか。
現状分析と課題整理	学生の就職状況等を踏まえ課題等が適切に分析されているか。
先駆性	新たな視点や着眼点に基づく内容か。
具体性	課題解決のための具体的な手段が示されているか。
効果	期待される効果は明確か。
自立性・継続性	事業実施後、継続して自立的に取り組める内容となっているか。
公平性	事業の成果が特定の個人等の利益に偏っていないか。

10 選定結果の通知

令和4年6月中旬を目途に、文書により選定結果をお知らせします。

なお、それ以前に選定結果の可否の確認や通知後の選定理由をお答えすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

1.1 交付申請

助成対象事業の選定通知が届きましたら、所定の様式により、速やかに助成金の交付申請を行ってください。内容を精査し、助成金の額や交付の条件等を添えて交付決定をいたします。

1.2 変更申請

交付決定後に、事業に着手していただきますが、交付申請を行った研究内容に変更を要する場合は、所定の様式により、事前に変更申請を行う必要があります。ただし、以下のような軽微な変更の場合を除きます。

- ①事業の実施時期や実施場所の変更といった当初の事業目的を逸脱する変更ではなく、かつ、想定される成果に変更が生じないもの。
- ②当初の収支予算書における経費区分の配分額を変更するもので、その変更額の総額が交付決定額の5割以内のもの。（ただし、報償費、旅費及びその他市長が必要と認める経費の配分額を変更する場合は、額に関わらず、変更申請が必要となります。）

1.3 実績報告

助成を受けて行った事業については、事業終了後30日以内又は3月末日までに所定の書類により、実績報告を提出してください。

また、本事業における研究成果は、本市のホームページにおいて公表するとともに、本市が指定する発表の場（宮崎市内）において発表を求めることがあります。

●実績報告提出書類

- ・助成金実績報告書（様式第4号）
- ・事業成果報告書（様式任意）
- ・決算書（様式任意）
- ・領収書（経費のうち、謝金や旅費のほか、市長が必要と認めた経費）
- ・その他市長が必要と認める書類（様式任意）

1.4 事業成果等の取扱い

事業の成果は、事業の実施者に帰属するものですが、行政課題の解決等に向け、本市が活用することがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、市は、助成事業の取組に係る事故等に関する各種責任を一切負いません。

1.5 その他

全体の応募件数に応じて、助成金額の変更が生じる場合や追加資料の提出等をお願いする場合がございます。あらかじめご了承ください。

その他不明な点等は、お問い合わせください。